

◆ 65歳以上の要介護認定者のみなさまへ ◆

高齢者の障害者控除対象者認定制度があります。

所得税や町県民税の障害者控除（特別障害者控除）を受ける場合、65歳以上の人は障害者手帳などの交付を受けていなくても、その身体の程度が身体障害者等に準ずる者として町長が認定した人については、障害者控除の対象となります。

町では、要介護認定を受けている人で一定の基準に該当する方に対して、本人または親族からの申請により、該当者に「障害者控除対象者認定書」を交付します。

認定書は、申請者に後日郵送します。

認定書の交付を受けた人は、所得税や町県民税の申告の際に認定書を提示すると、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

【認定の基準】

●障害者に準ずる者（ア、イのいずれかに該当する場合）

- ア 身体障害者（3～6級）に準ずる者
要介護1以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度A1またはA2ランクの者
- イ 知的障害者（軽度・中度）に準ずる者
要介護1以上で、かつ、認知症高齢者の日常生活自立度ⅡaまたはⅡbランクの者

●特別障害者に準ずる者（ア、イのいずれかに該当する場合）

- ア 身体障害者（1～2級）に準ずる者
要介護1以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度B1以上の者
- イ 知的障害者（重度）に準ずる者
要介護1以上で、かつ、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の者

※認定基準日は、毎年12月31日現在の状況で判定します。ただし、対象者が年の途中で死亡された場合は、その死亡日を基準日とし認定します。

判定の結果、非該当となる場合もあります。

障害者控除対象者認定は、所得税または町県民税の控除対象者を認定するものであり、この認定で、そのほかの制度やサービス等のご利用いただけません。

【申請方法】

○申請できる人

本人（在宅、入院、入所等を問いません）または親族に限ります。

○必要なもの

印鑑・介護保険被保険者証

○申請場所・問い合わせ

ほけん福祉課（すこやかセンター伊野） ☎ 088-893-3810

吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300

本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2114



居宅介護支援事業所 ぼっち TEL 891-6616

有料広告

介護の事なら何でも伺います。（相談無料）まずはお電話下さい。

3人のケアマネジャーで対応します。いの町、高知市、土佐市、日高村、佐川町の方の支援ができます。



社会福祉法人 伊野福祉会

本部：吾川郡いの町波川560番2	TEL892-4976	ケアハウス いの	TEL892-4976
グループホーム 壽幸園	TEL850-1622	デイサービスセンター 壽幸園	TEL850-1622
小規模多機能型居宅介護事業所 壽幸園	TEL850-1330	ヘルパーステーションいの	TEL893-0150